

【オーストラリア】児童性犯罪者の海外渡航制限に関する法律

海外立法情報課 芦田 淳

* オーストラリアでは、再犯防止等の目的から、児童性犯罪により有罪とされた者を登録し、当該者が所在地等の個人情報をお届けすることを義務付けている。2017年6月に制定された法律は、当該義務を課された者の海外渡航を原則禁止とするものである。

1 制定の経緯

2017年6月26日、2017年法律第73号（注1）（以下「73号法」）が成立した。73号法は、旅券を交付しないことにより、児童性犯罪により有罪とされた者（以下「児童性犯罪者」。child sex offenders）の海外渡航を原則として禁止しようとするものである。また、当該者が関係当局の承認なしに、海外渡航を行うこと及び海外渡航を試みることを犯罪とするものである。こうした法律が制定された背景には、オーストラリアより法規制の緩やかな東南アジア諸国等に渡航し、児童買春を行うツアーの存在が指摘されている。実際に、2016年には、児童性犯罪者として登録された者770名以上が、警察に届出を行う義務を果たすことなく、海外渡航を行っていたとされる（注2）。

73号法は、2016年11月に政府から提出された法律案が基となっており、提出に際して、ビショップ（Julie Bishop）外務大臣及びキーナン（Michael Keenan）法務大臣は、ヒンチ（Derryn Hinch）上院議員の協力の下で立法を進める（注3）とともに、上述のような方法で児童性犯罪を抑制しようとする試みは、他国に例を見ないものであると述べている。

2 従来の登録制度

オーストラリアでは、州又は特別地域（注4）ごとに、その立法（州法）に基づき、児童性犯罪者を登録する制度（National Child Offender System）が設けられている（注5）。登録制度の目的としては、児童性犯罪者に関して、再犯の可能性を低下させること、再犯した場合には捜査を容易にすること、児童関連の仕事への就職を禁止すること等が挙げられている。また、児童性犯罪により有罪判決を受けた者は、服役を終えた後も罪状に応じて定められた一定の期間、自身の所在（海外渡航する場合も含む。）その他の個人情報を警察に届け出なければならない。警察は、届出による情報を登録して管理する。各州等の情報は、ウェブ上の「オーストラリア全国児童性犯罪者登録簿」（Australian National Child Offender Register）として、共有されている。なお、上記登録簿上の児童性犯罪者の総数は、約2万人と見込まれている。

3 73号法の内容

(1) 旅券法の改正

73号法は、2005年旅券法（Australian Passports Act 2005）の一部改正により、権限を有する当局（裁判所又は警察等）に対して、旅券交付申請の拒否又は既に交付された旅券の

取消しを行う権限を付与している。このような措置の対象となるのは、①オーストラリア国民で、②各州又は各特別地域の児童保護を目的とした性犯罪者登録簿（child protection offender register）にその氏名が記載され、かつ、③当該登録簿への記載と連動して、所在地等の届出義務を課されている者である。

(2) 刑法典の改正

また、73号法は、1995年刑法典（Criminal Code Act 1995）の一部改正により、上記①から③の要件に該当する者がオーストラリアから出国した場合に犯罪となると新たに定めている。違反した場合の罰則は、最長5年の懲役である。ただし、権限を有する当局が出国を許可した場合、又は、出国の時点で上述の届出義務が停止されていた場合には、処罰の対象とならない。なお、法律案提出に当たっての政府側の説明によれば、児童性犯罪者であっても、商用や家族での旅行のように海外渡航に正当な理由があれば、各州又は各特別地域の権限を有する当局に渡航の申請を行うことができ、当局は、当該渡航が可能と判断した場合には許可することができるとされている。

4 73号法の評価

73号法は、議会審議に際しての人権に対する影響評価によれば、児童性犯罪者の移動の自由等を制限するものであるが、性的搾取・虐待の危険にさらされている児童という、世界で最も弱い存在の保護を目的としている。そのため、当該制限は、目的と手段が釣り合っており、合理的で必要なものであると評価されている（注6）。

また、児童性犯罪者も、届出義務を課される期間が終了すれば、旅券を申請できるようになるため、73号法は、児童性犯罪者について永続的に海外渡航を制限するものではないという指摘もある（注7）。

注（インターネット情報は2017年7月13日現在である。）

- (1) “Passports Legislation Amendment (Overseas Travel by Child Sex Offenders) Act 2017” <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00073>>
- (2) House of Representatives, *Explanatory Memorandum – Passports Legislation Amendment (Overseas Travel by Child Sex Offenders) Bill 2017*, p.2. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5909_ems_239d6e60-8ce8-4dc0-9b33-c776ce358c01/upload_pdf/635466.pdf;fileType=application%2Fpdf>
- (3) 同議員は、小政党「デリン・ヒンチ正義党」の党首であるが、性犯罪に対する厳罰化を主要な政策に掲げ、73号法の成立にも影響を及ぼした。また、現状において、与党保守連合は上院において過半数を獲得しておらず、法律案可決には小政党の賛成を得る必要がある。
- (4) オーストラリアは、6つの州、首都特別地域及び北部特別地域で構成される。
- (5) Australian Criminal Intelligence Commission, *National Child Offender System*, 2017.6.5. <<https://www.acic.gov.au/our-services/child-protection/national-child-offender-system>>
- (6) House of Representatives, *op.cit.*(2), p.7.
- (7) Monica Biddington, “Proposed travel restrictions for registered child sex offenders.” <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2017/June/Proposed_travel_restrictions_for_registered_child_sex_offenders>